

泉佐市自2004号
令和8年2月16日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 田中 宏和 様
大阪南地域協議会
議長 森 義仁 様
泉南地区協議会
議長 久保田将功 様

泉佐野市長 千代松 大耕

要望に対する回答について

令和7年10月29日付けで要請のあったことについて下記のとおり回答します。

記

1. 回答内容 別添のとおり

※ご意見・ご提言担当事務局 市民協働部自治振興課

(TEL 072-463-1212 内線 2274)

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(1) 就労支援施策の強化について (★)

① 地域就労支援事業の強化について

「地域労働ネットワーク」の活動を活性化し、就職困難層の就労支援事業展開が確実に行われるよう、各市町村との連携をさらに強化すること。就職氷河期世代や、子育て・介護・治療と仕事の両立ができるよう職業能力開発や就労支援の施策を講じること。国の交付金活用における「就職氷河期世代を含む中高年世代」向け支援の実効性を高めることと良質な雇用・就労機会の実現に向けて対象者の個別の事情を踏まえつつ、将来を見据えた長期的な能力開発、適切な就職・定着の支援等を行うこと。

また、女性のひとり親家庭への支援事業の就業施策を強化し、支援の必要な人へニーズに沿った情報が確実に届くよう取り組みをさらに強化すること。

【回答】(地域共生推進課)

障害者の就労支援については、障害者総合支援法に基づく各種就労支援サービスと本市の相談支援体制を活用し、一人ひとりの適性や個性を活かして働き続けることができるよう、就労支援機関と連携し、就労するにあたっての基礎的訓練から職場定着、又は離職後の再就職に至るまで、切れ目のない支援体制の整備に努めてまいります。

また、自立支援協議会就労支援部会において作成した「就労支援事業所パンフレット」及び「授産製品リスト」を活用し、本市が契約によって調達する物品及び役務の障害者就労支援施設等からの優先的な調達や、障害者雇用を検討している企業と障害者就労支援施設とのマッチングを推進していきます。

加えて、障害者差別解消法の改正により、令和6年4月1日より民間事業者による合理的配慮が義務化されたことに伴い、障害者に対する差別的取扱いの禁止および合理的配慮の提供についてのさらなる周知啓発を図ります。

【回答】(まちの活性課)

「地域労働ネットワーク」を活用し、ネットワーク間で様々な事例や取組を対面での会議で共有することで就職困難層の就労への支援ニーズに基づいた事業展開を大阪府と連携しつつ行ってまいります。加えて、女性のサポートやひとり親家庭については、大阪府や大阪府公共職業安定所等の関係機関の専門相談窓口や、職業能力訓練等の制度についての周知を図ってまいります。

また、就職困難者や氷河期世代の方に対し、就職に有利となる資格取得に係る受講料を助成することで、新たな就労の実現につなげてまいります。

②障がい者雇用の支援強化について

府内に本社のある企業の法定雇用率達成企業の割合について全国平均を上回るよう障がい者雇用の推進すること。障がい者雇用ゼロの中小企業に対してマッチングの支援など、採用段階から定着するまで一貫した総合的な支援策をさらに強化すること。

また、障がい者雇用ゼロ企業などに対して、国による障がい者雇用を後押しするための各種助成金や支援制度等について周知を行うこと。障がい者の意思を尊重した相談体制の充実、職場での障がい者就労への理解のための取り組みを推進すること。

【回答】（まちの活性課）

泉佐野市就労支援フェア・高年齢者雇用促進フェアにおいて、「合同就職面接会」を開催し、引き続き、出展企業より「障がい者求人」の提供を求めていくことにより、求職者の雇用や出展企業側の障がい者雇用につなげてまいります。職場での理解促進や各種法令の遵守につきましては、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会を通じて事業所等への周知を図ってまいります。

③外国人労働者が安心して働くための環境整備

府内で働き、暮らす外国人への生活支援について、居住外国人や支援団体等から意見を聴く場面を設置し、SNS等を活用した外国人労働者の雇用・生活状況に関する調査を実施するなど、実効性ある共生支援策とするためのPDCAサイクルを構築すること。また、生活・就労に必要な日本語について、外国人労働者に学習の場を提供するとともに、日本語を教えるボランティア等の養成講座を実施し、AIを活用し人材の育成・確保を行うこと。

特に、技能実習生や特定技能、「技術・人文知識・国際業務」などの在留資格で来日する外国人については、建前上「基礎的な日本語能力がある」とされているが、実際には日本語がほとんど話せないケースも多く、受け入れ企業への指導・支援が必要である。

さらに、大阪府内の日本語教室の多くがボランティアに依存している現状を踏まえ継続的な財政支援を講じること。

【回答】（まちの活性課）

泉佐野市外国就労者サポートセンター（通称：iFOS）が相談できる窓口を設置しています。また、日本語サポートを必要とする外国人に対して、日本語教室も開催しています。雇用者側が日本語能力への要求が高まっていることもあり、入社面接前に iFOS スタッフが事前面接を行うと同時に、日本語能力のチェックもしています。

<新規>

④働く者に配慮した受動喫煙防止対策の強化

受動喫煙防止条例の再啓発を実施し、飲食店等での喫煙所の設置だけではなく、喫煙・禁煙表示等への補助、啓発にかかる費用について予算等を確保すること。

また、2020年4月1日に施行された「健康増進法の一部を改正する法律」が適正に運用されているかなどの実態把握を行い、状況に応じて必要な施策を検討・実施すること。

【回答】（健康推進課）

受動喫煙防止対策につきましては、市民および本市で働く皆様の健康を守る上で極めて重要な課題であると認識しております。本市におきましても、2020年4月の改正健康増進法の全面施行および大阪府受動喫煙防止条例の趣旨に則り、望まない受動喫煙をなくすための環境づくりに努めております。

受動喫煙防止に関する啓発につきましては、これまでも広報紙やホームページ、公共施設へのポスター掲示、世界禁煙デーでの取組み等を通じて周知を図ってまいりました。今後も大阪府および管轄の泉佐野保健所と連携し、制度の周知徹底に努め、費用助成につきましては、国や府の動向をふまえながら、調査研究してまいります。

実態把握および指導につきましては、法および条例に基づく指導・監督権限や立入検査等の業務は、大阪府（泉佐野保健所）が所管しておりますが、本市といたしましても、地域の実情を把握することは重要であると考えております。

大阪府では、2023年及び2024年に「受動喫煙防止対策における飲食店実態調査」が行われ、必要な施策の検討・実施がなされており、当市におきましても、本年「泉佐野市民の健康や生活習慣などに関する市民意識調査」を実施し、受動喫煙に関する内容についても調査しており、対応策をふくめた第3次健康増進計画の策定に取り組んでいるところであります。

また、市民や労働者の皆様から市へ寄せられた受動喫煙に関する相談や苦情につきましては、速やかに管轄の保健所と情報を共有し、適切な指導

が行われるよう連携を密にし、誰もが安心して働き、暮らせるまちづくりのため、受動喫煙防止対策の推進に取り組んでまいります。

(2) ジェンダー平等社会の実現に向けて

① 女性活躍・両立支援関連法の推進について

女性活躍推進法の周知・啓発をさらに行い、事業主行動計画の策定が義務化されていない100人以下の企業に対しても、行動計画の策定を強く求めること。また、泉佐野市として特定事業主行動計画を策定したうえで、「男女の賃金差異」について数値の公表だけでなく分析し、是正に取り組むこと。企業における女性の登用や職域拡大、働き方の柔軟化に向け指導や好事例の周知を行うこと。

改正育児・介護休業法（2025年4月1日施行）についての改正点の内容を周知し、特に男性の育児休業取得がさらに促進するよう、取り組み事例の発信と啓発活動を行い、「育児休業が確実に取得できる」職場環境整備に取り組むこと。

【回答】（人権推進課）

本市においては、「第3次泉佐野市男女共同参画推進計画（人ひとプラン）」に基づき、ワーク・ライフ・バランスの実現を柱として、事業所における両立支援対策の促進や多様な働き方への理解促進に取り組んでいます。

本計画に基づき、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の周知」、「子育て・介護支援の拡充」及び「男性にとっての男女共同参画の推進」を目的に、親子を対象とした講座や女性の健康保持・増進を図る講座等を実施しています。今年度においても、多数の参加があり、周知や理解の促進につながりました。

男性の育児休業取得の促進を図る取組として、事業所における制度設計や運用についての理解促進や啓発につなげるために、本市及び近隣自治体の事業所で組織されている事業所人権連絡会において、他自治体や企業で男性の育児休業取得向上にむけて、積極的に取組されている講師を紹介し、男性の育児休業をテーマとした研修会を実施します。

本市では、市内登録業者の総合評価方式制度において、ワーク・ライフ・バランス等の推進事業として、女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」等の取得企業を加点対象としております。

改正育児・介護休業法の主な改正点の周知については、庁内においては、職員が随時確認できる媒体を活用して掲載するとともに、個別の相談窓口についても設置するなど、制度内容の理解促進に取り組んでいます。

②女性の人権尊重と被害への適切な対応について

メディア等での性の商品化や暴力的表現を見直し、女性の人権を尊重した表現が行われるよう、各方面に働きかけること。改正「DV防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022-2026）」を周知し、具体的取り組みをすすめること。

また、「特定妊婦」に対する、切れ目のない支援ができるよう具体的な計画を策定すること。「不妊治療」の妊活支援としての「ルナルナ」の実効性を上げるための周知と利用者の悩み事に対応できる体制の充実を行うこと。

DVを含む人権侵害、ハラスメント被害、性的指向・性自認（SOGI）に関する差別など、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう職員に対する研修を継続的に実施し、相談窓口の周知や啓発活動を行うこと。

【回答】（人権推進課）

本市では、「第3次泉佐野市男女共同参画推進計画（人ひとプラン）」に基づき、女性に対する暴力や人権侵害の防止を重点課題として位置付けています。

性の商品化や暴力的表現については、女性に対する暴力をなくす運動期間に講座や啓発活動を通じて、女性の人権尊重の視点から市民意識の啓発に取り組んでいます。

改正「DV防止法」および「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022-2026）」については、人権啓発冊子等で相談窓口の周知を継続するとともに、警察や府関係機関、庁内関係部署と連携し、被害者支援体制の充実を図っています。また、基本計画における施策「子どもに対する支援体制の充実」として、小中学校において、男女共同参画の視点から、デートDVをはじめとする暴力の防止に向けた意識啓発を図るとともに、性別にとらわれない生き方や職業選択を尊重する社会づくりや相互理解の大切さについて学ぶ機会を提供するため、ゲストティーチャーによる出前授業を実施しています。また、DVやハラスメント被害、SOGIに関する差別など多様な人権課題に適切に対応できるよう、相談業務等を担当する職員については、専門的知識の習得を目的として外部研修等への積極的な参加を促すとともに、相談対応力の向上に努めています。

③多様な価値観を認め合う社会の構築に向けて

「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、行政・府民一体となって啓発活動に取り組むこと。「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に対する企業や団体、市民の理解と普及促進を図り、大阪府との自治体間連携を強化すること。

加えて、人権に配慮し LGBTQ をはじめ誰もが使用しやすい府内施設（多目的トイレ等）の整備だけでなく、プライバシーや安心感が担保されるよう取り組むこと。

【回答】（人権推進課）

本市では、「第3次泉佐野市男女共同参画推進計画（人ひとプラン）」の基本目標Ⅱ「誰もが安全・安心な地域社会づくり」に基づき、ジェンダーに基づく偏見や差別の解消、人権尊重の取組の一環として、LGBTQ をはじめとする多様な性のあり方への理解促進を人権施策として進めています。

今後については、「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」を踏まえ、大阪府が発信する情報や啓発冊子等の内容を参考にしながら、市の広報や啓発事業への反映を検討するなど、取組を進めてまいります。

また、泉佐野市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度については、大阪府パートナーシップ宣誓証明制度の内容や自治体間連携を意識し、制度の充実と市民や事業者への理解促進と制度の啓発周知につなげていきたいと考えています。

(3) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について

顧客、取引先にもハラスメントに含まれるため、中小企業の防止対策について周知・支援し、当事者からのハラスメント相談やハラスメントを原因とした精神疾患なども含めた相談への体制を充実・強化すること。

また、東京都はカスハラ防止条例を制定し、25年4月から施行している。被行為者として、学校教諭も対象となっていることから、カスタマーハラスメント対策も広く周知すること。ハラスメント被害者が相談窓口すぐに連絡しやすくなるよう、大阪府が2025年4月より開始した「中小企業カスタマーハラスメント対策促進事業」を活用した取り組みを強化するとともに、行政機関や企業内だけでなく、業界団体や地域組織などにも相談窓口を設置するよう働きかけを行うこと。

【回答】（まちなの活性課）

岸和田市、貝塚市及びハローワーク等で構成する泉南地域労働行政機関

運営委員会にて、事業主等へ向けたセミナー等を実施することに加え、カスハラを含むハラスメント防止等について、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会を通じて事業所等へセミナーを含めた周知を図ってまいります。

相談対応体制につきましても、大阪府や関係団体との連携を強化し相談の迅速な解決に努めてまいります。

(4) 治療・介護と仕事の両立に向けて

「治療と仕事の両立支援」「介護と仕事の両立支援」の取り組みが特に中小零細企業に浸透するよう、関係団体と連携し周知・啓発を行い、事例や情報、ノウハウの提供を行うこと。大阪府が2025年3月に改定した啓発冊子「女性活躍応援BOOK!」の情報を活用しながら、企業の理解と対応力の向上を図ることを求めること。

不妊治療について事業主および社会全体への理解促進を要請し、治療と就労の両立を支援する環境整備を進めるとともに、卵子凍結など将来の妊娠に備えた選択肢に対する助成制度の充実を図ること。

事業者・労働者ともに医療や介護に関する知識や関連施策を学ぶことでできる機会を提供すること。

大阪府内でも、国の助成制度と連携した支援が進められており、今後はより柔軟で包括的な支援体制を構築すること。

【回答】（まちの活性課）

企業での「治療と仕事の両立支援」の取組の浸透に向けて、大阪府を始め各関係機関と連携しながら、事業者・労働者共に理解が深まるよう周知啓発に努めてまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

① 「中小企業振興基本条例」による取り組みの実効性確保について

大阪府の中小企業振興策において、中小企業は工業高校と連携を密にし人材確保に努めること。人材育成支援やDX導入支援など具体的な振興策の策定や、行政の支援策の周知をはかり、取り組み件数を増やすこと。特に、府が推進する「MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）」を活用したDXセミナーや人材育成支援プログラムなどを、より多くの中小企業に届けるための広報・連携体制の強化すること。

【回答】（まちの活性課）

本市では「泉佐野市中小企業振興基本条例」を施行しており、中小企業などへの人材確保・人材育成支援や DX 導入支援など含めた中小企業者等の発展に努めてまいります。

②ものづくり産業の生産拠点の維持・強化について

ものづくり企業の従業員や OB などをカイゼン活動のインストラクターとして養成し、中小企業に派遣する「カイゼンインストラクター養成スクール」の開設を経済産業局と連携し人材を確保すること。とりわけ、現場改善のノウハウを持つ人材の地域内循環を促進し、中小企業の生産性向上と人材育成の両立の実現を図ること。

また、2019 年度をもってカイゼンインストラクター養成スクールに対する国の補助金が終了したことから、大阪府として独自の支援制度を創設し、スクールの継続的な運営と人材派遣体制の強化を図ること。

【回答】（まちの活性課）

本市の地場産業であるタオル産業について、他の支援機関と連携しながらタオルのブランディングに努めることで、同産業の振興に努めてまいります。また、製造分野における生産性向上のため先端設備導入促進支援に努めてまいります。

③中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援について

工業高校や工業高等専門学校の特攻科などが定員割れし、統廃合の対象になっていることに危機感を感じている。工業高等専門学校等を活用し、中小企業で働く若者が技能五輪全国大会や技能五輪国際大会に挑戦できるよう、当事者に対する支援をさらに拡充し、技能五輪大会や大阪府の支援策を広く周知広報すること。

さらに、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を出場させる中小企業に対して、直接的な資金面での助成を必ず行うこと。特に、訓練にかかる費用や大会参加に伴う旅費・滞在費など、企業の負担が大きい部分に対しては、大阪府独自の補助制度を創設し、継続的な支援体制を構築すること。

【回答】（まちの活性課）

工業高校や工業高等専門学校等の定員割れに対する対策も含め、中高生への周知を強化し、本市にある工科高校と連携してものづくり産業を中心とする企業で働く若者が、技能五輪の全国大会・国際大会に積極的に挑戦できるよう支援策の周知に努めてまいります。

④事業継続計画（BCP）策定率の向上にむけて

「BCP策定大阪府スタイル」の効果検証を行うとともに、特に中小企業に対して、BCP策定に必要なスキルやノウハウ、策定によるメリットを広く周知すること。

併せて、策定率の向上を図るため、市町村、商工会・商工会議所、金融機関等との連携策を一層強化すること。さらに、府の補助事業として実施されている、超簡易版BCP『これだけは！』シート等を活用したセミナー・ワークショップ・経営相談の実績を明らかにし、取組の効果を可視化すること。

加えて、「事業継続力強化計画」に基づく低利融資や税制優遇といった支援策の利用状況を把握し、より多くの中小企業が活用できるよう促進すること。また、BCPの一環としてのサイバーセキュリティ対策についても、啓発活動を強化し、企業の意識向上を図ること。

【回答】（まちの活性課）

商工会議所と連携して作成した、本市域における事業継続力強化支援計画の認定を通じて、事業者の事業継続計画（BCP）の策定を支援・促進してまいります。

また、BCPの策定によるメリットをより事業者に周知することで、策定率の向上に努めてまいります。

(2)取引の適正化の実現に向けて（★）

フリーランスを含めたすべての働く者の雇用と生活を守るために、取引の適正化・価格転嫁の円滑化を実現するため、「パートナーシップ構築宣言」および「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」への取り組みをさらに推進・拡大するよう、大阪府として積極的な働きかけを行うこと。特に、府内中小企業に対しては、制度の意義や活用方法をわかりやすく伝えるセミナーや相談窓口の設置、成功事例の共有などを通じて、実効性のある支援を強化すること。

また、大手企業に対しても、下請企業との公正な取引慣行の確立に向けて、「パートナーシップ構築宣言」への参加を促すとともに、価格交渉における透明性と対等性を確保するよう指導を強化すること。

【回答】（まちの活性課）

中小企業の公正取引の確立と円滑な価格転嫁につきましては、大阪府を始め各関係機関と連携しながら、理解が深まるよう周知徹底に努めてまい

ります。また、関係機関への円滑な誘導に努めてまいります。

(3) 公契約における取引の適正化の実現に向けて (★)

地方自治体が民間企業に発注を行う際、下請法や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」などに準拠・遵守し、「パートナーシップ構築宣言」を踏まえた取引を行うこと。特に大阪府の業務委託における「インフレスライド条項」については、受注者の利益を損なわない「増額スライド額」とするよう、現行の「経営上最小限度必要な利益まで損なわない」という表現を、「経営上必要な利益まで損なわない」に改めること。これにより、受注者が適正な利益を確保できる制度運用とすること。

また、情報サービスやソフトウェア発注取引においても、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針に準拠・遵守し、短納期・低価格発注の是正を図ること。特に、IT・デジタル分野では人材不足が深刻化しており、適正な労務費の確保が困難な状況が続いているため、府としても発注仕様の見直しや予算措置の柔軟化を進めること。

加えて、少なくとも、入札参加事業者が労働基準法違反により是正勧告を受けた場合や、労働組合法に基づく不当労働行為命令を受けた場合には、一定期間入札から排除するなどの措置を講じることを明記し、公契約における労働者保護の実効性を高めること。

【回答】(契約検査課)

本市の民間企業への発注の際の方針につきましては、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に準拠するなど、国等から随時通知のある適正価格に係る指針等に基づき適正な取引となるよう努めています。また、業務委託におけるインフレスライドの対応及び情報サービスやソフトウェア発注取引につきましても、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえて、受注者からの協議の申出等に適切に対応するよう努めています。

入札参加事業者の法令違反につきましては、泉佐野市入札参加資格停止要綱に基づき入札参加資格の停止措置を行っております

(4) 公契約条例の制定について

公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守ることで、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、「公契約条例」(ILO 第 94 号条約型)の制定を積極的に推進すること。

また、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえ、公契約締結においては人権デューデリジェンスへの配

慮を確保すること。特に、外国人労働者や非正規雇用者を多く抱える業種においては、労働条件の透明性や適正な契約履行が確保されるよう、契約条項への明記や監査体制の強化を図ること。

【回答】（契約検査課）

本市の公契約条例の制定につきましては、国においてILO94号条約の批准がなされていないこと、関係法令等が制定されていないこと、また、労働実態の把握が困難であることやその実効性が担保できないということ、元請から下請の契約、下請から孫請けの契約といった民間事業者間の契約にどこまで介入できるのかといった課題もあることから、現時点では、条例の制定は困難であり、今後の研究課題であると考えていますが、公契約のもとで働く労働者の適正な賃金水準・労働諸条件の確保にもつながるダンピング対策などの推進にも取り組んでまいりたいと考えております。

本市は「泉佐野市人権行政基本方針」を制定し、市民団体や企業、NPO、ボランティア団体との連携、協働が重要であるとしており、事業者の責務を明らかにし、市内で事業活動を行う事業者は施策に協力するとともに、従業員の人権意識の高揚を図るなど、人権尊重の社会づくりが推進されるよう努めることと定めています。これらの方針や条例等に基づき、公契約締結においても外国人労働者や非正規雇用者の多少に関わらず人権尊重の取組に努めてまいります。

(5)海外で事業展開を図る企業への支援

海外に事業拠点を持つ、または海外事業展開を図ろうとする企業に対し、ILO中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権・強制労働の禁止・児童労働の廃止・差別の排除）の遵守の重要性について、府として明確に周知徹底を図ること。特に、現地法人の経営層やマネジメント層に対しては、労働者との対話や労働条件の整備に関する研修や情報提供を強化すること。

また、海外事業拠点や取引先を含むサプライチェーン全体において、人権デュー・デリジェンス（HREDD）の必要性についても周知徹底を図ること。大阪府としては、国が策定した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」や、2025年にEUで施行された「企業持続可能性デューデリジェンス指令（CSDDD）」などの国際的な法制度を踏まえ、府内企業が適切な対応を取れるよう支援体制を整備すること。

【回答】（まちの活性化課）

関連機関と連携し、企業への中核的労働基準・人権デュー・デリジェンスの必要性について周知に努めてまいります。

(6)産官学等の連携による人材の確保・育成

「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」の取り組みを参考に、産学連携により、地域を支える産業の人材を育成する枠組みを持続的に進めること。特に、大阪府内においては、製造業やエネルギー関連産業、DX・脱炭素分野など、成長が期待される分野において人材不足が深刻化しており、産業界・教育機関・自治体が一体となった人材育成の仕組みづくりを行うこと。

関西蓄電池人材育成等コンソーシアムでは、蓄電池関連産業の集積が進む関西地域において、2030年までに約3万人の人材育成を目標に掲げ、高校・高専・大学・社会人向けの教育プログラムを産学官連携で展開している。

ただし、現行の枠組みにおいては、経済産業省の地方局（近畿経済産業局）が主導するため、大学や高専は対象となっている一方で、工業高校は都道府県の教育委員会の所管であることから、制度上の連携が不十分な場合がある。

このため、既存の枠組みで工業高校が対象となっていない場合には、制度の拡充を図り、工業高校も積極的に参画できるよう調整を行うこと。

また、同様の枠組みを他産業分野にも横展開し、地域の中小企業やスタートアップが求める実践的なスキルを持つ人材の育成に取り組むこと。

【回答】（まちの活性課）

「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」の取組の浸透に向けて、産官学が連携して、バッテリー人材の育成・確保ができるように、周知啓発に努めてまいります。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(1)地域に根ざした生活困窮者支援体制自立支援制度の強化に向けてさらなる改善について

①生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について

令和6年生活困窮者自立支援改正法による支援会議が未設置の場合、早急に設置すること。また、設置済みであれば人材確保、予算措置等の運営支援を大阪府に求めること。

【回答】（地域共生推進課）

支援調整会議は開催しております。関係機関等が支援対象者の支援方針

や役割分担、地域課題の解決について論議しております。運営については生活困窮者自立支援事業を委託実施する基幹型包括支援センター及び市内5カ所の地域型包括支援センターに対し、国が実施する「生活困窮者自立支援制度人材養成研修」及び大阪府が実施する「大阪府生活困窮者自立支援制度人材養成研修」の積極的な受講勧奨を行い、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員を始め、就労準備支援事業従事者及び家計改善支援事業従事者の養成に努めています。

また、国が実施するテーマ別研修を始め、大阪府内地区別研修など、あらゆる機会を捉えて、支援員の資質向上を図っています。住宅確保要配慮者に対しては「Osaka あんしん住まい推進協議会」の運営する「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」を活用し、相談窓口、安心して入居できる登録賃貸住宅や各種支援制度の情報を提供することに加えて、大阪府と連携し、居住の安定を支援してまいります。

②住宅セーフティネット法の周知徹底について

2025年10月に施行予定の「改正住宅セーフティネット法」について広く周知するとともに、地域居住支援協議会の未設置自治体は設置支援、既設地域への運営支援強化を大阪府に求めること。

【回答】（地域共生推進課）

住宅確保要配慮者が地域で安心して暮らせるよう、関係機関が連携する場として住宅確保要配慮者居住支援協議会設置が奨励されておりますが本市では未設置です。設置については努力義務ではありますが、適切な支援と課題の解決を円滑に進めるために検討と制度の周知にも努めてまいります。

③住宅確保要配慮者の実態把握の推進について

住宅喪失リスクや住まいに困難を抱える人々の実態調査（住居確保要配慮者調査）を定期的実施し、相談支援体制を整備するなど、支援の対象となる当事者や支援現場の声を施策に反映させるしくみを構築すること。

【回答】（地域共生推進課）

収入の減少により家賃の支払いが困難になった方に、一定期間、家賃相当額を補助することで住まいを確保し、生活再建を支援する制度となっています。令和7年4月1日から家賃補助に加えて転居費用補助が追加されました。「住まい」は安定した生活を送るために重要なものです。事業の周知の充実を図り、支援対象者の生活の安定を図るとともに、支援対象者

や支援現場の状況を把握し、施策に反映できるよう努めてまいります。

(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

① がんの早期発見・早期治療を推進する検診体制の強化について

学生期からがん検診の重要性を広く周知するとともに、検診率の高い市町村の好事例を共有化するなど、がん検診の受診率向上施策（広報、受診勧奨、無料クーポン配布等）を強化すること。加えて、働き盛りの世代や生活困窮者など「検診からこぼれ落ちやすい層」へのアプローチも強化すること。

【回答】（健康推進課）

本市のがん検診の受診率は、子宮がん検診が大阪府・全国よりも上回り、大腸・肺・乳がん検診においては低いという傾向です。胃がん検診は、大阪府より高く、全国よりは低い受診率となっています。がん検診の受診率が低いことは泉佐野市の健康増進事業の大きな課題となっており、開始当初から様々な受診率向上対策を試みてきました。

国の施策を活用し、子宮がん検診は20歳の人に、乳がん検診は40歳の人にクーポン券を郵送し自己負担分を無料とする他、大腸がん検診におきましても医師会の協力を得て、自己負担分を無料にし、集団検診では、肺・胃・大腸・乳・子宮がん等のセット検診を設定するなど、国保の特定健診はもちろんのこと、後期高齢者や協会けんぽの家族を対象にした特定健診と同時に行う工夫をしています。

若い年代には、健診を受診してもらいやすいように、一時保育つきの健（検）診や、夜間や商業施設や地域に出向いての健（検）診も行っており、学生期や若い世代から健康づくりの重要性を周知するため、教育部局との連携を通して情報提供を行うことや、20歳の若者が節目の日を迎える「成人式」には、子宮がん検診のお知らせだけでなく、喫煙やアルコールにおける健康への害につきましてもパンフレットを配布し啓発を行っております。

また、20歳以上の市民を対象とする健康マイレージ事業デジタル化では、がん検診や特定健診を受診することで、「さの健康ポイント」を各健（検）診毎に500ポイントを得ることができ、健康づくり活動・健（検）診受診を促すシステムとして、継続的に事業実施していきたいと考えております。

健康情報の提供につきましては、広報やホームページ・公式ライン等への掲載はもとより、りんくう総合医療センターや地元医師会等関係団体とも連携しながら、健康に関する事業や情報の提供を行っております。

今後も、働き盛り世代や生活困窮者など「検診からこぼれ落ちやすい層」も含めた市民への情報発信や受診しやすい方法の検討を本市の健康増進計画・食育推進計画をふまえ、P D C Aサイクルにより、進捗を点検・評価しながら、更なる推進に努めてまいりたいと存じます。

②口腔保健事業の周知徹底について

すべての市町村でライフステージごとの歯科健診や高齢者の介護予防のための口腔機能評価が適切に実施されるよう、地域格差の是正に向けた支援体制を構築すること。

【回答】（健康推進課）

歯と口の健康は、食べる・話すといった基本的な生活機能を支えるとともに、生活の質を維持するために欠かせないものです。歯周病は歯を失う主な原因であるだけでなく、様々な生活習慣病などにも関係していることがわかっており、子どもから高齢者まで、すべての世代が歯と口の健康に関心をもち、定期的な歯科健診を受け、生涯にわたり自分の歯でおいしく食事ができるよう取り組むことが大切であるとの認識のもと、本市は事業展開を行っております。

まず、市内での連携については、関係各所に歯と口の健康に関する知識の普及啓発として、ポスターの掲示や健康イベント等での啓発を行うことにより、各担当課との連携も図っております。

歯科健康診査については、妊産婦歯科健診、乳幼児歯科健診、こども園・小中学校における歯科健診だけでなく、20・30・40・50・60・70歳の市民に対し、歯周疾患検診を行い、口腔内の検査とその場で必要な保健指導を行う歯周疾患検診なども実施しています。

また、高齢者の口腔機能の低下防止を支援し維持向上を推進につきましては、オーラルフレイルの予防の啓発や健康講話の開催を行うなど市内の関係各課と連携し一体的に取り組んでいます。

今後も口腔保健が本市の第3次健康増進計画・食育推進計画の歯と口の健康づくりとして含まれていることをふまえ、進捗を点検・評価しながら、更なる推進に努めてまいりたいと存じます。

(3)医療提供体制の整備に向けて（★）

①医療人材の勤務環境と処遇改善について

労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスの実現にむけて、医師の労働時間上限規制への整備を図るなど健康配慮に対する取り組みを強化すること。医療従事者の賃上げに向けて、ベースアップ評価量等の取得支援

として医療機関への情報提供や相談対応を強化すること。また、看護師等の医療人材確保のためキャリアアップの仕組みの確立、専門性向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。潜在医療従事者が大規模災害等の緊急時に復職できる仕組みを、大阪府や医療機関と連携し構築すること。地域性を考慮した保健所の体制整備を大阪府に求めること。

【回答】（健康推進課）

本市が設置した地方独立行政法人りんくう総合医療センターでは、令和6年4月1日より3年間の期間を特定地域医療提供機関として指定を受けており、その内容は、循環器内科や小児科などの9診療科が医師の働き方改革のB水準の指定を受けるもので、時間外労働の上限規制がA水準の年間960時間からB水準の年間1,860時間に緩和されるものとなっています。B水準については2035年度末までの暫定措置とされており、今後は看護師、医療技術員へのタスクシフトにより業務の軽減、医師事務作業補助者の適正配置による事務作業の軽減を行い医師の労働時間の削減を図るとともに安全で安心できる医療を提供するための適正な医師数の確保を目指してまいります。

また、緊急事態を想定した医療人材確保のために災害マニュアルやBCPの見直し、作成を行うとともに、医療分野では人材バンクや人材派遣の取組みを積極的に進められており、潜在医療従事者等の活用が推進されていると考えます。

(4)利用者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けることのできる介護サービス提供体制の強化に向けて（★）

①地域包括ケアの推進について

利用者が住み慣れた地域で安心して暮らし、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供され、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取り組みが推進されるよう十分な支援を行うこと。

【回答】（地域共生推進課）

基幹包括支援センター（1カ所）及び生活圏域である5つの中学校圏域ごとに整備した地域型包括支援センターと連携し、より身近な場所での相談窓口となるよう機能強化を図るとともに周知・広報に取り組んでまいります。住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進し、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、住まい、医療、介護、子育てをはじめとする一体的な生活支援が包括的に確保される体制を強化してまいります。

また、小地域ネットワーク活動と連携し、子どもと高齢者の交流を図る世代間交流の推進に努めてまいります。

②介護職員等の処遇改善に向けて

介護職員等処遇改善加算を算定する事業所に対して、処遇改善の方法や改善額の設定根拠等を就業規則などに明記するなど、労働者に周知徹底するよう指導すること。介護職員等処遇改善加算未取得の事業所に対しては、個別相談も含めた相談・支援体制を大阪府と構築し、取得促進をはかること。

【回答】（介護保険課）

介護従事者の賃金は、全産業の平均と比較して低い水準にあり、処遇改善を図る上で各種処遇改善加算の取得は重要であることから、事業所との情報交換会等において、取得勧奨および制度周知に努めてまいります。

③ハラスメントの防止対策について

利用者が介護保険を利用する際に、ハラスメント防止に向けたチラシを配布するなど、利用する家族も含めて周知徹底し、対策を強化すること。

【回答】（介護保険課）

介護職場においては、介護保険の利用者やその家族からの種々のハラスメントが少なからず発生している状況であり、近年では特にカスタマーハラスメントが問題となっております。ハラスメント防止についてのパンフレット等の窓口設置をはじめ、様々な機会を捉えて防止に向けた取組みを進めてまいります。

④介護サービスの安定的な提供に向けて

2024年度の介護報酬改定により、介護人材の確保と働きやすい職場環境の整備を目的として、人員配置基準の見直しが行われたことを踏まえ、ケアの質、利用者の安全性が損なわれることや介護職員へ過度な負担を強いることがないように、事業者への周知徹底をはかること。

【回答】（介護保険課）

本市では、介護給付の適正化事業として、ケアプラン点検をおこなっております。事業所へのヒアリングを通じて、介護事業所の生産性の向上および利用者へのサービス提供の質の向上につながるよう事業所への指導・助言をおこなっております。また、関係各課と連絡・調整を図り事業所へ

の周知に努めてまいります。

<新規>

⑤認知症対策について

地域において認知症の人やその家族を支えるために、認知症の予防とケア技術に関する研究開発・実践や、若年性認知症支援コーディネーターの配置など、認知症対策をより一層強化すること。併せて、若年性認知症を含む認知症に関する理解促進のために、認知症サポーター数の拡大に加えて、子どもや学生への啓発活動についても強化すること。また、若年性認知症の人の就労支援に向けて、企業等への啓発を強化すること。

【回答】（地域共生推進課）

基幹包括センター（1か所）に認知症地域支援推進員を配置し、生活圏域ごとにある5つの中学校圏域ごと地域包括支援センター及び関係機関と連携しながら認知症の人やその家族の支援に努めています。また、地域での共生社会を目的とし、地域・企業などで認知症サポーター養成講座を開催しておりますが、幅広い年齢層への啓発と認知症サポーター養成を行ってまいります。今後、高齢者の増加に伴い認知症対策については重要であり、認知症になってもその人らしく地域で生活ができるように支援体制の強化に努めてまいります。

<新規>

⑥認知症に関する条例制定に向けて

河内長野市、富田林市、泉南市では、認知症に関する施策の推進を目的とした条例が制定されている。誰もが認知症に関心を持ち、適切な知識や理解のもとお互いに尊重しながら「安心して認知症になれる町づくり」をめざし、好事例を共有するなど泉佐野市の条例制定を促進すること。

【回答】（地域共生推進課）

本市では条例制定はございませんが、一般介護予防事業の活動の一部での認知症予防や、泉佐野市高齢者等見守りネットワーク事業として見守りQRコードシールの導入、個人賠償保険加入の導入を実施しております。地域での認知症の理解を深め、お互いを尊重し合える地域づくりの充実に努めてまいります。

(5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて（★）

①保育士等の確保と処遇改善・定着支援について

質の高い保育が可能となるよう、大阪府と連携した改善対策を講じ、保育士等の給与水準の見直しや労働条件・職場環境の改善を行うこと。併せて2026年度から本格実施される「こども誰でも通園制度」に伴い、大阪府へ単独予算による更なる職員配置や職場環境の改善を要請し、研修機会の確保に努めること。

【回答】（子育て支援課）

質の高い保育が可能となるよう、市単独事業として「泉佐野市保育士就職支援補助金」及び「泉佐野市保育士等就労サポート給付金」制度の実施、泉佐野市保育士等就労支援事業（さのぼ付与事業）として「私立幼稚園・認定こども園・保育園永年勤続者表彰制度」の表彰者を対象に地域ポイントさのぼ【20000ポイント（2万円相当）】を毎年付与する制度を実施しています。

また、大阪府と連携した改善対策を講じ、保育士等の給与水準の見直しや労働条件・職場環境の改善を検討してまいります。

「こども誰でも通園制度」については、国の動向を注視し、大阪府へ単独予算による更なる職員配置や職場環境の改善、研修機会の確保についての要請を検討してまいります。

②保留児童・隠れ待機児童の解消に向けて

2025年度を初年度とする「大阪府子ども計画」に掲げた目標達成に向けて、所管部署や関係機関との連携を強化するとともに、施策の進捗管理や評価を行い、具体的な施策を着実に実施し、子どもを取り巻く社会問題に対して、効果的な支援を提供すること。

【回答】（子育て支援課）

本市では、「大阪府子ども計画」を踏まえ、令和7年～11年度までの5年間を計画期間とする「第2期いずみさのこども未来総合計画」（市町村こども計画）を策定しています。

本計画は、ライフサイクルを通じた切れ目のない支援をめざし、総合的にこども・若者及び子育て支援に取り組むものであり、毎年、PDCAサイクルに基づき、施策の進捗管理や評価を行い、具体的な施策を着実に実施し、子どもを取り巻く社会問題に対して、効果的な支援を提供してまいります。

③地域子ども・子育て支援事業の支援体制について

大阪府子ども計画と連動しながら、自治体間の支援格差や担い手不足、

情報提供や支援制度の周知不足、多様な家庭ニーズへの対応の遅れ、支援の隙間や制度間の連携不足など、身近で頼れる「地域のセーフティネット事業」として、自治体間の連携を強化するとともに、包括的かつ持続的な府独自の支援体制を構築すること。

【回答】（子育て支援課）

本市では、「大阪府子ども計画」を踏まえ、令和7年～11年度までの5年間を計画期間とする「第2期いずみさのこども未来総合計画」（市町村こども計画）を策定しています。本計画は、ライフサイクルを通じた切れ目のない支援をめざし、総合的にこども・若者及び子育て支援に取り組むものであり、「子ども・子育て支援に関するニーズ等調査」において、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育、延長保育等についてのニーズを把握するとともに、今後も大阪府と連携し支援体制を構築してまいります。

④子どもの貧困対策と居場所支援について

多様な背景を持つ家庭へのアウトリーチ型の支援を強化すること。また、支援制度や利用方法について、情報提供を強化すること。

【回答】（子育て支援課）

令和7年度から11年度までを計画期間とする「泉佐野市子どもの貧困対策計画」に基づき、子どもの貧困を解消するための具体的な支援・取組みを推進しております。また、行政手続きについては、オンライン申請化の検討等、簡素化の推進を図ってまいります。

本市のこども食堂については、地域の方々による安全安心なこどもの居場所として定着しています。また、本市が委託事業として運営するこども食堂においても、食事提供や学習支援を実施しているところです。

さらに、本市ではこども食堂運営団体のネットワークを設置し、団体同士の連携を図るとともに、情報提供や物品の共同購入及び寄附物品の分配等を行うなど、連携体制を構築しています。

また、全国的にも朝食を食べない子どもが増加している状況となっており、本市では、親が忙しくて朝食を用意できない、経済的な理由で満足に食べられない等の家庭の事情で食わずに登校する児童に、朝ごはんをとる生活習慣をつけ、子どもたちの学習や成長を支えるために、市の委託事業として、市内の全小学校13校（全13校中）で「こども朝食堂（学校で朝ごはん）」を実施しており、こうした取組みを通じて今後も引き続き市内における子どもの居場所づくりの支援を強化するとともに情報提供を推進してまいります。

⑤居場所づくりのさらなる充実に向けて

居場所の設置や支援体制に地域差が出ないように、居場所へのアクセスの確保や、居場所の情報を保護者や子ども・若者が入手できる環境を整備し、情報提供を強化すること。加えて、居場所を運営する団体の経営の安定性や人材確保・雇用の安定につながる府独自の支援体制を構築すること。

【回答】（子育て支援課）

本市のこども食堂については、地域の方々による安全安心なこどもの居場所として定着しています。また、本市が委託事業として運営するこども食堂においても、食事提供や学習支援を実施しているところです。さらに、本市では「泉佐野市こども食堂ネットワーク」を設置し、運営団体同士の連携を図るとともに、情報提供や物品の共同購入及び寄附物品の分配等を行うなど、連携体制を構築しています。

また、居場所の情報を保護者や子ども・若者が入手できるように市ホームページ等を通じて、情報提供を強化してまいります。

⑥子どもの虐待防止対策について

児童福祉司や児童心理司、相談員など専門人材の育成・確保をさらに進めるとともに、警察、学校、医療機関など関係機関との情報共有や連携体制の構築を進め、早期発見・対応を強化すること。

【回答】（こども家庭課）

子どもの権利条約及びこども基本法をはじめ、令和6年1月に施行した泉佐野市こども基本条例の周知・普及について引き続き取り組んでまいります。児童虐待を未然に防ぐため、かねてより「児童虐待防止法」及び「オレンジリボン運動」について、「広報いずみさの」の誌面や市民が参加する各種研修会・懇談会において啓発を行っています。令和2年度からは、知事をトップとした「大阪児童虐待防止推進会議」が設置されたことを受け、市長が運動期間にオレンジリボン運動のジャンパーを着用して啓発活動を牽引し、オール大阪としての取組みに参画しております。

今年度は、南海本線泉佐野駅前と JR 日根野駅前で、こども家庭課職員による早朝街頭啓発活動を展開し、児童虐待防止の啓発物品を配付しました。また、本市においては大阪府子ども家庭センターとの円滑な連携体制を構築し、地域における児童虐待対策を推進していますが、今後も引き続きそれぞれの機能や役割を活かしながら児童虐待の未然防止に努めてまいります。

⑦ヤングケアラーへの支援体制の整備について

情報源となる教育現場や地域での啓発活動を強化し、早期発見と認知度向上に取り組むとともに、福祉、教育、医療など多分野の連携強化に努め、重層的かつ継続的な支援を行うための体制を整備すること。また、総合相談窓口を設置するなど支援につなげる仕組みづくりを促進すること。

【回答】（こども家庭課）

昨年度は本市独自で小学6年生から高校生年代のこどもを対象としたヤングケアラー支援のための実態調査を実施しました。調査結果に基づき、具体的な支援施策として家事・育児支援を行う「子育て世帯訪問支援事業」を今年度より開始いたしました。

さらに、今年度は既存の要保護児童対策地域協議会において、地域包括支援センター等にも構成機関として参画いただき、新に「ヤングケアラー支援部会」を設置し、福祉・教育・民間団体などを対象とした支援者向けの研修会を開催しました。来る令和7年度においても、引き続き研修会を開催するほか、重層的支援を意識し関係機関とよりよい支援に努めてまいります。

また、4月に設置したこども家庭センターにおいて、ヤングケアラーに関する周知・啓発を実施し、引き続き理解促進に努めてまいります。

4. 教育・人権・行財政改革施策

(1) 教職員の長時間労働是正と人材確保について（★）

長時間勤務の是正に向けた取り組みについて効果・検証をはかり、府立学校・市町村立学校における働き方改革をさらに促進すること。

また、教職員の欠員対策として、代替者の速やかな確保に努めるとともに、精神疾患等による病気休職者をなくすための労働安全衛生体制を確立すること。

【回答】（教育総務課）

本市においては平成30年10月からICカードによる電磁記録を開始し、教職員の出勤管理についての状況を客観的に把握し、長時間勤務の是正に向けた本市の取り組みの効果を検証しているところです。それをふまえ、時間外在校時間が長い者については学校と情報を共有するとともに、市費講師やスクール・サポート・スタッフをはじめ、様々な支援員を市独自の施策として配置し、教職員の業務負担

の軽減、労働条件の改善に向けて取り組みを継続しております。

また、欠員対策としては大阪府や近隣市町の教育委員会、教職課程を有する大学と緊密に連携しながら講師確保に努めると同時に、産休等に係る代替講師の事前任用や常勤講師が配置されるべき枠への、状況に応じた非常勤講師の配置、小学校や中学校の臨時免許を申請した講師配置等、大阪府教育委員会と連携しながら欠員解消に向けた柔軟な対応に努めております。

加えて精神疾患等による病気休職者をなくすため、すべての小中学校を対象にストレスチェックを実施し、泉佐野市立学校教職員労働安全衛生協議会において教職員の労働環境改善に向けて議論を進めているところです。

(2)子どものゆたかな学びを保障する教育環境の整備について (★)

深刻化する子どもの貧困、虐待、いじめ、不登校、自死等への対策として、スクールカウンセラー (SC)、スクールソーシャルワーカー (SSW) の配置体制を更に拡大し、相談・支援実績を可視化すること。

【回答】(学校教育課)

スクールカウンセラー (SC) については、中学校全校に各1名、週1回のペースで配置しています。また、令和6年度より各小学校に1名ずつ、月1回の全校配置するよう拡充しています。

スクールソーシャルワーカー (SSW) は、各中学校区に1名配置し、全小学校にも派遣できる体制をとっているところです。

SC及びSSWは、学期に1回開催される「SC・SSW連絡会」や「SSW連絡会」において、市内各学校の相談・支援についての実績を情報共有したり、地域包括支援センターやフリースクールなどの社会資源についての情報交換を実施したりしています。SC・SSWがそれぞれ相談件数や支援内容、支援によってどのような変化が見られたかなどを知ることにより、課題解決や重大事態の回避につながっています。今後も、SC・SSWの配置体制の拡充を要望していくとともに、相談・支援について情報共有し、子どもや保護者のよりよい相談・支援に努めてまいります。

(3)奨学金制度の改善について (★)

経済的な理由や家計が急変したことにより、高校・大学への進学への断念や退学することがないように、独自の給付型奨学金制度の対象者枠を拡充するとともに、大学・大学院への進学に対する独自の制度創設を検討すること。

【回答】（学校教育課）

令和元年度より「泉佐野市奨学金基金」を活用する事業として、将来の夢を見据えながら真摯に学習や課外活動に取り組んでいる泉佐野市立中学校3年生の生徒の高校進学時に要する費用の一部を給付し、次世代を担う人材の育成に寄与することを目的とした「給付型奨学金」を創設しております。さらに、令和7年度より将来の夢や目標にチャレンジしている大学生等が経済的理由により進学や修学をあきらめることがないように、新たな「給付型奨学金」を創設しております。

【回答】（まちの活性課）

平成29年度から文部科学省が給付型奨学金、所得連動返還型奨学金制度を導入し、その制度が充実されたところでございますが、そもそも、学費負担、という意味合いでの奨学金制度に公正さが求められると理解しています。

一方で、地元企業に就職した場合の支援制度の創設は、一定の定住促進の効果があると考えますが、先進地の事例等を検証し、その効果や課題を検討してまいりたいと考えます。加えて国や大阪府の取組を周知してまいります。

(4)労働教育のカリキュラム化について（★）

労働教育や労働安全衛生教育を体系的に学べるようカリキュラム化を推進すること。加えて、教員が労働に関する知識を深め、生徒に適切な指導ができるよう、指導体制を整備するとともに、労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を活用した教育活動をさらに充実させること。併せて、職業訓練校においても、労働教育を推進すること。

【回答】（学校教育課）

現行の小学校・中学校学習指導要領総則では「特別活動を要しつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること」が明示され、特別活動（学級活動）に「一人一人のキャリア形成と自己実現」に関する内容が位置付けられています。

本市においては、キャリア教育の推進に向けて、同じ中学校区のこども園、小学校、中学校の担当者が集まり、互いに意見を出し合い考え、校区の「めざす子ども像」や全体指導計画を作成し、中学校区でそれぞれの校園種が共通の視点をもって各校園での取組みを系統的に進めているところです。また、キャリア教育の場面において、学習や活動の内容を記録し

振り返ることは、児童生徒にとっても、教員にとっても意義のあることだと言えます。学校では、学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価することができるように、その時々の活動を児童生徒が個々で記録し、蓄積していくポートフォリオ「キャリアパスポート」を活用しています。

さらに、中学校の進路担当、進路追指導担当、奨学金担当を対象とした進路保障連絡会を開催し、進路指導に関する情報共有を行うとともに、市教委に届く高校や就職等に関する情報提供を随時、学校に行っています。今後も、子どもたち一人ひとりが身につけた知識・能力を能動的に活用し、生き方を選択・決定できる力の育成、及び体験活動を通じて将来の夢や希望を抱き、実現に向けて取り組む態度を育む教育の充実に努めてまいります。

(5)人権侵害等（差別的言動の解消）に関する取り組み強化について

2023年に開設されたインターネット上の誹謗中傷やトラブルに特化した専門相談窓口「ネットハーモニー」や、人権に関する各種相談窓口についても、広く府内に認知されるよう周知徹底し、活用を促進すること。加えて、相談体制を整えるとともに、相談事例や市町村別の事象を分析するなど実態把握に努め、人権施策を推進すること。

【回答】（人権推進課）

インターネット上における掲示板等への差別的な書き込みや個人のプライバシーに関する情報の無断掲載等について、悪質な書き込みを発見した場合には、削除依頼を行う等、インターネット上の差別的な書き込みの抑止・削減につなげることを目的とし、本市ではインターネット上の差別情報や人権侵害を監視する「インターネットモニタリング」を実施しています。差別情報を早期に把握し、その拡散防止を図るとともに、啓発活動や被害者救済の相談窓口としてにつなげる取組を実施しています。

(6)行政におけるデジタル化の推進について

デジタル化を進めるにあたり、デジタル人材の確保や市町村の電子システムの導入、周知など、誰もが便利で快適に利用可能なデジタル行政を、促進すること。併せて、市町村HPから my door OSAKA（マイド・ア・おおさか）へリンクさせ、利用者数の拡大をはかるとともに、デジタル機器に不慣れな府民へのフォロー体制を整備するなど、対応を推進すること。

【回答】（総務課）

本市では、国の方針や計画をもとに令和3年度に泉佐野市DX推進全体方針を策定し、様々な取り組みを実施してきました。

行政におけるデジタル化推進のために外部デジタル人材を受け入れ、本市プロジェクトへのアドバイスや伴走支援を担ってもらっています。また、職員のDXに対する意識醸成のため、令和4年度よりDX人材育成研修を実施しています。また、令和6年度より「デジタル枠」での職員募集を開始しています。これらにより、中長期的な視点で行政のデジタル化を担う人材の確保を進めています。

その他、市の手続きに特化したサイト「手続き検索サイト」を構築、あわせて、オンライン申請システムの導入により手続きのオンライン化に取り組んでいます。また、本年度からは市公式LINEの機能拡張を行い、これまで分散していたメール通知や、道路等の損傷箇所の通報受付などの一元化を実現しています。今後は大阪府が推進する「my door OSAKA (マイド・ア・おおさか)」を活用することで、市民のポータルサイトとしての情報発信やデジタル通知の実現など、広域的なサービス拡大も視野に入れながら導入に向け検討しています。

また、デジタルデバイド（情報格差）対策として、生涯学習部門の協力のもと、市民向けのスマホ教室も展開しています。

(7) 「マイナンバー制度」の理解促進および「マイナンバーカード」の普及に向けて

公平・公正な社会基盤としてのマイナンバー制度の理解促進と一層の活用に向け、さらなるマイナンバーカードの普及促進をはかること。また本年は、マイナンバー制度がスタートして10年、マイナポイント事業開始（電子証明書）から5年が経過することによる期限切れ問題に加えて、運転免許証との一体化など、府民に混乱なく利便性の周知を徹底するとともに、セキュリティへの不安をなくし安心して利用できる環境を整備すること。

【回答】（市民課）

マイナンバー制度は、国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現する社会基盤であり、法律または条令で定められた事務手続きにおいて使用しており、マイナンバーによって、個人の特定を確実かつ迅速に行うことが可能になり、行政手続きにおいては、行政機関の間で情報連携することにより必要な添付書類が減るとともに、事務処理もスムーズとなり、市民の皆さまの利便性向上にも繋がるものであります。マイナンバーカードの期限切れ・更新についても2027（令和9年）年度まで急激な増加が見込まれ

ており、対応窓口の増設や、体制を強化し業務を実施しております。

加えて、マイナンバーカードの利活用については、マイナ保険証、マイナ免許証など近年、急速に拡大されており、最近ではスマートフォンへの搭載など更なる利活用拡大に向け、変化し続けております。引き続き、市民に混乱・不利益のないよう丁寧な対応に努めてまいります。

(8) 政治参加への意識向上にむけて

各級選挙の投票率が全国的に低下傾向にある中、特に若者の無関心層にどうアプローチするかが課題となっている。投票機会の確保、投開票の簡素化の観点から、電子投票を可能とする条例制定に取り組み、電子投票のデジタル機器確保に向けた予算措置を講じること。加えて、移動手段が制限された高齢者、障がい者、傷病者などの選挙権保障のため、郵便等投票制度の手続きの簡素化を進めること。

【回答】（選挙管理委員会）

電子投票については、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（特例法）に定めがあり、不在者投票等を除く地方公共団体の議会の議員又は長の選挙のみ条例で定めるところにより認められています。

現状、電子投票は、疑問票・無効票の大幅な減少、開票作業の効率化といったメリットが期待される一方で、運用に伴う経費の増大やシステム障害による選挙無効のリスクといったデメリットが大きく慎重な対応が必要と考えますが、今後も近隣市町の動向を注視し、研究してまいります。郵便等投票制度の手続きの簡素化については、公職選挙法に基づいて実施しなければならないため、よりよいしくみを検討されるよう全国市区選挙管理委員会連合会を通して国に対し要望してまいります。

5. 環境・食料・消費者施策

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて（★）

令和7年度の大阪府食品ロス削減推進計画を早期に改定し、2030年度の目標達成に向けて、実効性のある施策を継続的かつ戦略的に実行すること。特に、外食産業をはじめとする食品関連事業者に対して積極的に働きかけ、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」への参加を促進し、「パートナーシップ事業者」の拡大を図ること。市民に対しては、外食時の「3010運動」など「食べきり」「持ち帰り」を基本とする啓発活動や環境整備を進め、泉佐野市の取り組み内容を示すこと。

また、産・学の取り組みによる、廃棄される農作物・特産品の有効活用策も検討すること。

【回答】（環境衛生課）

本市におきましては、令和4年度から社会的、経済的に困難を抱える生活困窮者や子育て世帯等へ今後も継続的、安定的な支援を行う事と、国連で採択された持続可能な開発目標、いわゆるSDGsを推進するうえで、日々の食品ロスによるごみ排出量を削減するため、食材の需給コーディネートを実施する「泉佐野市フードバンク活動推進事業」を実施しています。

日々の食品ロスによるごみ排出量を削減するため食品生産者や食品製造企業等の食品関連企業と合意書を締結し本来であればパッケージの印刷ミスや箱崩れにより廃棄を余儀なくされた食品を無償で提供を受け、支援を必要とされている団体に配布しています。

事業所から発生する食品廃棄物の削減を目的とした長期保存冷蔵庫購入助成金制度を継続するほか、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」や「3010運動」など、引続き食品ロス削減に係る啓発活動に取り組んでまいります。

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

食品ロス削減と生活困窮者支援の両面で重要な役割を果たしているが、活動団体の多くが慢性的な人手不足や運営資金の確保、設備面での制約といった深刻な課題を抱えている。これらの課題を解決するため、府としてフードバンク団体への具体的かつ継続的な支援を行うこと。

また、活動団体が直面する課題に対して、相談窓口の設置や、行政・企業・NPO等の関係者で構成する「フードバンク推進協議会」の設置を検討し、課題解決に向けた協働体制を構築すること。さらに、フードバンク活動に対する社会的認知を高めるため、府民・事業者を対象とした広報・啓発活動を強化すること。特に、学校教育や地域イベント等を通じた啓発の機会を拡充すること。

加えて、食品寄附の安全性確保に向けて、行政と民間団体が連携し、衛生管理や品質管理に関する共通ルールの整備・周知を進めること。「フードバンクガイドライン」を地域で積極的に活用し、住む地域によって支援の質や量に差が生じないように、市町村と連携して取り組みを標準化すること。

【回答】（地域共生推進課）

大阪いずみ市民生活協同組合様と締結した「食糧等分配支援事業に関する

る協定書」に基づき、「こども食堂」及び「生活困窮者等の保護と自立の促進を図る事業」を対象として、生協様の宅配事業での入荷した食品のうち使用されなかった安全な食糧を無償で提供いただいております。

また、食料品・日用品の支援を必要とする人が、無償で提供される食料品・日用品を設置された冷蔵庫に取りに行ける「コミュニティフリッジ」を実施する市内 NPO 法人に対して、泉佐野市立社会福祉センターの敷地内の土地を使用料無償で提供し、事業運営の支援を行っております。

(3)消費者教育の展開について（カスタマーハラスメント対策）

大阪府内において、消費者による過度なクレームや迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）が深刻化しているにもかかわらず、現時点で包括的な条例やガイドラインが未整備であることは大きな課題である。従業員の安全と尊厳を守るため、カスタマーハラスメントの防止に向けた条例の制定に向けて、環境整備を早急に行うこと。

また、条例策定にあたっては、現場の実情を反映させるため、労働組合や労働団体の参画を確保し、その役割と意見を明確に位置づけること。

さらに、消費者に対して倫理的な行動を促すため、カスタマーハラスメントの問題を正しく理解させる啓発活動や、学校・地域・企業を通じた消費者教育を体系的に展開すること。

【回答】（まちの活性課）

消費生活センターを中核として相談業務・啓発の充実をはかり、消費者教育の一環として悪質クレームの抑止・撲滅等を推進するため、高齢者から子どもまであらゆる世代の消費者へ適切な情報提供や注意喚起を促すよう取り組んでまいります。

(4)消費者教育の展開について（若年層対策・公共交通対策）

成人年齢の引き下げや ICT の急速な普及により、若年層が消費者トラブルに巻き込まれるリスクが高まっているにもかかわらず、学校教育現場での対応には地域差があり、体系的な支援が不十分である。これを踏まえ、学校現場での啓発活動や支援体制の拡充を図ることに加え、保護者とともに学べる教材の作成や家庭での学習支援の仕組みを整備すること。

また、公共交通機関におけるトラブルや迷惑行為の増加に対応するため、利用者のマナー・モラル向上に向けた啓発活動を強化し、「公共交通の安全・安心な利用」につながる多様な対策を講じること。さらに、駅構内や車内での防犯体制の強化を図るとともに、防犯カメラの設置や警備員の配

置など、公共交通機関事業者が独自に行う安全対策に対して、費用補助等の支援措置を早急に検討・実施すること。

加えて、「消費者保護審議会」への労働団体の参画を求め、女性・高齢者・障がい者など移動に配慮が必要な人々の安全な移動を保障するため、財政的支援を行うこと。

【回答】（自治振興課）

公共交通機関でのトラブル防止対策として、大阪府警察鉄道警察隊からの依頼を受け、市の広報誌に「列車内ちかん被害相談」の窓口を掲載しました。

また、安心・安全なまちづくりの観点から、駅周辺を含む市内各所へ防犯カメラを設置し運用しているところです。しかしながら、駅構内や車内の巡回・監視となりますと、市の介入は難しいと考えておりますので、事業者様へ要望をお願いいたします。

【回答】（まちの活性課）

本市は消費生活センターを設置し、消費生活における悪徳商法などの被害防止と生活の安全確保に取り組んでいます。また、市民を対象に各種の情報提供や消費者教育講座を実施しています。

情報提供の具体的な取り組みとしては、市内の20箇所ほどの、公共施設だけではなく、商業施設にもご協力をいただきパンフレットラックを設置しており、そこにさまざまなパンフレットを配架し入れ替えを行っています。さらに、毎月1回、消費生活に関する内容をLINEを通じて注意喚起を行い、広報いずみさのに毎号、啓発記事を掲載しています。

また、消費者教育講座の取り組みとしては、消費生活相談員が講師になって実施する出前講座を行っています。

成年年齢の引き下げにかかる取り組みとしては、前述の取り組みに成年年齢の引き下げや若年層のITトラブルについて盛り込むとともに、市内の教育現場に支援を含めた情報提供を行っています。

(5) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府内における特殊詐欺被害は依然として深刻であり、令和6年には認知件数2,644件、被害額約61億円と過去最悪の水準に達している。このような状況を踏まえ、特殊詐欺の新たな手口や実態を迅速に把握し、府民に対する情報提供や注意喚起を効果的かつ継続的に行うこと。

特に高齢者を狙った被害が多発していることから、令和7年3月に改正された「大阪府安全なまちづくり条例」の内容について大阪府と連携し、

より一層の周知徹底を図り、条例の実効性を高めるための広報・啓発活動を強化すること。

また、従来型のチラシ・ポスター・テレビCM等による周知についても、視認性や訴求力を高めた内容に刷新し、地域の実情に応じた配布・掲示を行うこと。

【回答】（自治振興課）

特殊詐欺の被害防止対策としまして、啓発ポスターの掲示やチラシ等を配布するとともに、青色防犯パトロール車両により市内全域の巡回時において、啓発アナウンスを行っております。今年度も特に高齢者を狙った還付金詐欺が多発しており、新たな手口への注意喚起アナウンスを継続的に行っております。また、大阪府安全なまちづくり条例の改正を受けて、青色防犯パトロール車両巡回時にさらなる無人ATMの警戒を引き続き実施しております。

さらに、特殊詐欺に係る広報啓発及び注意喚起等を連携して実施するために、本市、泉佐野警察署、防犯協議会、事業所防犯協会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、泉佐野市町会連合会、泉佐野商工会議所、大阪タオル工業組合で、特殊詐欺被害防止対策協定を締結しております。また、平成29年に迷惑電話防止装置300台を購入し、65歳以上の市民に無償貸し出しを継続して実施しており、振り込め詐欺などの被害防止対策を講じております。

(6)「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」とその実践に向けた産業界との連携強化について

「2050年カーボンニュートラル」実現に向け、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と、大阪府と連携した取り組みを進めること。

環境省の「地域脱炭素推進交付金」等の支援措置の活用を促進しつつ、泉佐野市としても必要な政策パッケージの整備を行うこと。

また、公民館・学校などの公共施設においては、国産の再生可能エネルギー設備、特に今後の成長が期待されるペロブスカイト太陽電池の導入を積極的に進めること。

さらに、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づく主な取り組みの進捗状況や支援内容を広く周知し、府民・事業者の意識と行動の変容を促すこと。

加えて、政府の「グリーン成長戦略」における14の重要分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元事業所における取り組みの進捗状況や今後の推進計画を共有するとともに、規制の見直しやインセン

タイプの導入を含めた必要な支援を強化すること。

【回答】（環境衛生課）

本市におきましては、令和3年9月に、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて、「泉佐野市気候非常事態宣言」を行い、令和5年3月に「泉佐野市再生可能エネルギー導入計画」、令和7年3月に「泉佐野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定を行いました。

環境省「地域脱炭素推進交付金」については、申請していますが令和6、7年度と不採択という状況であり、引き続き、最新情報を確認していきます。公共施設への太陽光パネル設置は実施済みですが、ペロブスカイト等の最新技術についても、他の導入状況を確認しながら検討していきます。今後も大阪府、産業界とも取り組み状況の情報共有を図りながら地球温暖化対策の推進に努めてまいります。

(7)再生可能エネルギーの導入促進について

大阪府では「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」に基づき、再生可能エネルギーの導入を推進しているが、導入にかかる初期コストや技術的ハードルが依然として高く、特に中小事業者や個人住宅における導入が進みにくい状況にある。これを踏まえ、調査・開発・導入にかかる各段階において、補助金や税制優遇などの支援措置を拡充すること。

また、再生可能エネルギーの効率的な活用を図るため、高効率・大容量の蓄電技術の開発支援や、地域単位でのエネルギー最適化を可能とするスマートグリッドの構築に向けた支援制度を整備すること。

【回答】（環境衛生課）

再生可能エネルギーの導入支援措置については、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)設置補助、自家消費向け太陽光発電システム及び蓄電池設置費補助を実施していますので、引き続き、導入促進を実施していきます。

地域単位でのエネルギー最適化については、泉佐野電力、大阪府等と連携し、どのような支援制度が可能か検討していきます。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(1)交通バリアフリーの整備促進について

鉄道駅バリアフリー料金制度の導入により、府内の鉄道事業者によるバリアフリー化が進展しているが、エレベーターやホーム柵などの設備は設

置後の維持管理・更新に多大なコストを要するため、整備の持続性が課題となっている。これを踏まえ、設備の維持管理・更新費用に対する財政支援を行うこと。特に、設置後の補修や更新に対する補助制度の創設・拡充を早急に検討すること。

ノンステップバスや車いすでの乗降に対応した、バス停の整備を進めること。

また、高齢者や障がい者への介助は交通事業者に委ねられているが、人的負担の増加により対応が困難となっている現場もある。介助者の育成・教育に対する支援制度を創設し、質の高いサービス提供を持続可能とすること。さらに、ハード面の整備に加え、市町村や民間、地域住民の協力を得ながら「心のバリアフリー」の取り組みを推進し、誰もが安心して移動できる社会の実現に向けた意識啓発を強化すること。

【回答】（都市計画課）

バリアフリー法に基づく基本方針におきまして、障害者の自立や社会参画を促す「ノーマライゼーション」の観点から、国のみならず、地方公共団体においても鉄道事業者の設備投資に対して支援を行うことが重要であるとされています。これらの観点から平成 20 年度に「泉佐野市鉄道駅舎バリアフリー化設備整備補助金交付要綱」を定めており、この要綱により鉄道事業者に対して事業費を補助することで、障害のある人や高齢者等の社会参加の促進と福祉のまちづくりの推進を図っております。

具体的には、平成 21～23 年度にかけて「JR 日根野駅」、平成 25 年度には「南海羽倉崎駅」、平成 27 年度には「りんくうタウン駅」、平成 29 年度には「南海鶴原駅」、平成 30～令和元年度には「南海井原里駅」のバリアフリー化に対しての補助を行っており、関西国際空港駅、りんくうタウン駅、泉佐野駅、羽倉崎駅、日根野駅、鶴原駅及び井原里駅につきましては、一定の整備が完了したところであります。

鉄道駅舎のバリアフリー化につきましては、平成 23 年 3 月 31 日のバリアフリー法に基づく基本方針の改正により、1 日当りの乗降客数が 3,000 人以上の駅を平成 32 年度までに原則として全てバリアフリー化することとされており、「井原里駅」バリアフリー化完成により、本市では 1 日当りの乗降客数 3,000 人以上の駅のバリアフリー化が完了しました。

本市における残る鉄道駅舎は、乗降客数 3,000 人未満の「JR 東佐野駅」、「JR 長滝駅」の 2 駅となりますが、「JR 東佐野駅」については、令和 4 年度より JR 西日本とバリアフリー化の対応について協議を開始し、令和 7 年度より 3 ケ年度事業として 事業費の全額を泉佐野市が負担し JR 西日本が施設整備を施行する 駅施設のバリアフリー整備に関する

協定書を締結し、施設整備事業に着手しています。

バリアフリー化の内容としましては、駅利用者の利便性の観点から、市が駅前に整備しましたロータリーへの送迎車両の車付けを想定し、現在の改札口の改修やホームへのアクセススロープの整備に加え、上り・下りホームが高架橋により連結されていることから、双方のホームに高架橋へ連結するエレベーターを設置する施設整備計画をJR西日本より伺っています。

令和7年度につきましては、既存駅舎の更新及び駅施設のバリアフリー化工事に向けた設計業務をJR西日本が進めているところで、令和8年度も引き続き早期の施設整備に向け着実に取り組めます。

また、「JR長滝駅」においては、現時点でバリアフリー化の目途は立っていないものの、今後、JR西日本から要望があれば、施設整備費用の助成の検討等、積極的に対応してまいりたいと考えております。なお、設置後のエレベーター施設等に係る維持管理費用は、管理者負担が原則であることから助成は困難であると考えられますが、耐用年数を経過するなど老朽化した設備更新費用に対する助成につきましては、国や府へ財政的支援を働きかけてまいりたいと考えております。

【回答】（道路公園課）

誰もが安全・安心に利用できるバス停となるよう、要望が高い箇所から整備の検討を行います。既存の道路を改修する場合、構造上改修が難しい場合などがありますのでご理解をお願いいたします。

また、高齢者や障害者への乗降にかかる介助者の育成・教育に対する支援制度創設については、国や近隣自治体などの動向を確認しながら検討を図ってまいります。

(2)安全対策の向上に向けて

鉄道駅における転落事故等を防止するため、ホームドア・可動式ホーム柵の設置が進められているが、利用者10万人未満の駅では費用対効果の観点から整備が進みにくい状況にある。これを踏まえ、こうした中小規模駅における設置費用に対する助成制度を拡充すること。

また、設置後の維持管理・補修にかかる費用についても、現行制度では十分な支援がなく、長期的な安全確保の観点から、補修・更新に対する助成制度を新設・強化すること。

さらに、可動式ホーム柵に対する固定資産税の軽減措置については、現行では時限的措置にとどまっているため、これを恒久的な減免措置とするよう制度改正を国に働きかけるとともに、府独自の財政支援策も検討する

こと。

【回答】（都市計画課）

ホームドア・可動式ホーム柵の設置につきましては、視覚障害者の転落を防止するための設備として非常に効果が高く、その整備を進めていくことの重要性を認識しておりますが、車両扉の統一等の技術的困難性や投資費用等が課題となっております。

このような状況のもと、国におきまして、新たなバリアフリー化の整備目標の達成に向けて令和3年5月に閣議決定されました第2次交通政策基本計画において示された方向性を踏まえた「鉄道駅バリアフリー料金制度」が令和3年12月に創設され、鉄道事業者が利用者から収受した料金を、ホームドアやエレベーターなどのバリアフリー設備の整備（設置、改良、更新、維持管理等）に充てられることとなった事に伴い、本市としましては鉄道事業者によるバリアフリー化等が加速するものと考えております。

なお、設置後の施設等に係る維持管理費用等は、管理者負担が原則であることから助成は困難であると考えられますが、耐用年数を経過するなど老朽化した設備更新費用に対する助成につきましては、国や府へ財政的支援を働きかけてまいりたいと考えております。

(3) 運輸事業の交通安全対策・環境対策等について

交通安全対策や環境対策等に関する「運輸事業振興助成補助金」については、引き続きその継続を図るとともに、対象事業者の選定において中小事業者への支援を優先的に充実させること。また、補助金の適正な交付と透明性の確保を徹底すること。さらに、運送事業者の長時間労働の解消や交通渋滞の緩和を図るため、集配や荷捌きのための貨物車専用駐車スペースの整備を推進すること。あわせて、道路上での大型貨物車両や自動車運搬車両等の積み下ろし作業に対応できる多目的利用空間の創出について、市町村や関連事業者と連携し、具体的な整備計画を策定・実施すること。

【回答】（道路公園課）

本市におきましては、平成13年に「泉佐野市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」を制定し運用しているところで、開発行為時には、駐車台数の確保等について協議をおこなっているところです。主要な商業地域等へのパーキングエリア、貨物車専用駐車スペース、荷捌場の整備等につきましても検討してまいります。

(4) 自転車等の法令遵守・交通マナーの向上について

自転車事故の防止と安全な交通環境の確保のため、自転車専用レーンの整備を計画的かつ重点的に進めること。特に通学路や観光地周辺など、利用頻度の高いエリアを優先的に整備対象とし、併せて歩道ラインの修繕も進めることで、歩行者と自転車の通行区分を明確化し、接触事故の防止を図る。

また、自転車や新モビリティ（電動キックボード等）の利用者に対しては、法令遵守とマナー向上を徹底するため、交通違反に対する取り締まりの強化を図るとともに、購入時講習や利用前の安全教育の実施を義務化すること。特に、2026年4月1日から施行される自転車の青切符制度により、交通違反に対して反則金が科されることになることから、制度の周知徹底を図るとともに、自治体・教育機関・事業者と連携した啓発活動の強化すること。

さらに、インバウンドを含む外国人観光客による交通ルール違反の防止に向け、レンタル事業者に対して多言語による交通ルールの説明を義務づけるとともに、利用前の簡易講習や確認テストの導入を検討すること。

【回答】（道路公園課）

泉佐野市におきましては、一部の市道に矢羽根の路面標示を施工するなど自転車事故の防止を図っているところです。痛ましい事故を防ぐため、子どもたちを対象とした交通安全啓発をこども園・小学校で行なっているほか、春・秋の全国交通安全運動実施期間前には運転免許保有者を対象とした交通安全の啓発を行なっております。

また、市内在住の中学生以下の子ども、および、65歳以上の高齢者を対象とし、自転車用ヘルメット購入金額の一部について泉佐野地域ポイント「さのぼ」にて助成を行い、自転車乗車時のヘルメット着用を促進しております。

自転車の青切符制度については、市民の混乱や不安が生じないように、市のホームページや広報誌への掲載のほか、関係施設へのポスター掲示などにより周知の徹底を図ります。

なお、インバウンド客等に向けた外国人の交通ルール等の理解促進については、警察庁や出入国在留管理庁作成のチラシ等を参考にしながら効果的な手法について検討してまいります。

(5) 子どもの安心・安全の確保について

全国で発生している道路の陥没事故や通学・通園中の交通事故を踏まえ、泉佐野市の道路インフラの安全性を確保するため、緊急点検を実施し、特

に保育施設周辺の道路については「キッズ・ゾーン」の設置に向けて実行すること。また、危険箇所の総点検を実施し、ガードレール未設置箇所については、危険度の高い場所から優先的に早期設置を行うこと。

あわせて、大阪市の「通学路安全プログラム」を参考に、電灯のLED化、歩行帯や横断歩道、幹線道路の白線・標示の劣化箇所に対するメンテナンスを計画的に実施すること。

引き続き、対策が必要な箇所の把握と改善が進むよう、大阪府に対して技術的・財政的な支援と指導を行うこと。

【回答】（子育て支援課）

未就学児の集団移動経路（散歩の道等）の緊急安全点検を受け、民間園長会等で協議の結果、「キッズ・ゾーン」のモデル実施として1園を指定しています。その他、設定希望の園もあることから設置に向け、関係機関と調整し、事業実施に向け引き続き検討してまいります。

(6)防災・減災対策の充実・徹底について（★）

地域防災計画や避難所運営マニュアルの作成、必要な機材の確保、備蓄品の見直しにおいて、女性の視点を積極的に取り入れること。特に、生理用品の充実や女性用トイレの確保（男女比3:1）など、避難所における衛生・プライバシー環境の整備を進めること。

また、地域の防災リーダーの育成においても、女性の視点を反映させ、女性防災士の育成・資格取得を促進すること。資格取得に対する助成制度を導入・拡充し、市町村による支援を後押しすること。

さらに、災害用トイレや簡易ベッドなどの備蓄、避難所の空調設備や衛生設備の整備を進めるとともに、災害時の医療・福祉体制の強化を図ること。「避難行動要支援者名簿」の定期的な更新と、福祉避難所の指定促進に向けて市町村の取り組みを支援すること。

加えて、府内の小中学校および廃校となった学校施設の活用については、避難所としての機能確保の観点から十分な調査と把握を行い、基準を満たすよう建物の耐震性・衛生環境を含めた適切な維持管理を行うこと。

そして、IT化が進む中で、災害時におけるスマートフォンや情報機器の充電環境の整備、および通信障害が発生した際の代替手段（衛星通信、無線機、掲示板など）の確保も重要である。情報の遮断は避難者の不安を増幅させるため、情報伝達手段の多重化と、通信インフラの非常時対応力の強化すること。

【回答】（危機管理課）

地域防災計画の修正や避難所運営マニュアルの策定を行い、各部課の災害時の役割分担を明確にして素早い初動体制を含めた災害対応が行えるようにしています。大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針に基づき、備蓄物資（重点11品目）である生理用品の備蓄を行い、災害用トイレの備蓄につきましては、簡易トイレ、携帯トイレ等の備蓄、仮設トイレ事業者との仮設トイレ設置協力に関する協定の締結に加えまして、下水道が整備されている避難所へのマンホールトイレの整備を進めるとともに、トイレトレーラーの導入及びトイレトレーラーの派遣要請及び派遣協力に関する協定を締結し自治体間の支援体制の構築にも努めています。

防災士の資格取得につきましては、年に1回、年齢や性別を問わず市民を対象とした防災士育成研修を実施し、資格取得者に対するフォローアップ研修を実施するなど、地域の防災活動のリーダーを養成しています。また、令和元年度から3年度にかけて、避難所となる各小中学校の体育館に、非常用発電機を併設したLPガス空調設備を設置し、停電時の避難環境の向上に努めています。

医療提供体制につきましては、大阪府と連携し、体制強化に努めてまいります。

災害時に支援の必要な避難行動要支援者対策につきましては、平成24年4月に「泉佐野市避難行動要支援者避難行動支援プラン」を作成し、「地域の絆づくり登録制度」を設けて、現在、約3,200人の方に登録いただいております。これらの名簿は毎年度、更新を行い、本人の同意を得て各地域の自主防災組織へ提供し、災害時には当該名簿により避難支援を行うこととしております。今後とも、各地域で自主的な防災活動が展開されるように努め、災害時には当該名簿により避難等支援に活用されるよう取り組んでまいります。

現在、市内には廃校となった小中学校はありませんが、今後もその把握に努め、廃校となる施設がある際には活用についての検討を進めます。通信インフラの強化については、大規模災害により、一般インターネット網が途絶えた場合に備え、防災拠点となる市役所に衛星通信を利用したインターネット網を災害の状況に応じて構築できるよう機材（スターリンク）を整備しています。加えて、地上の基地局を通さず、宇宙の通信衛星を経由して音声やデータ通信を行うことのできる衛星携帯電話も併せて整備し、通信障害が発生した際の代替手段としてIT技術の活用にも努めております。

(7)地震発生時における初期初動体制について

各自治体において、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めている現状を踏まえ、地震発生時に十分な初動対応がとれるよう、常時対応可能な人員体制を確保すること。

また、大規模災害時には交通機関の麻痺が想定されるため、勤務地にこだわらず柔軟に対応できるよう、日常的に市町村間の連携体制を構築し、相互応援体制の強化を各自治体に働きかけること。

さらに、災害発生後の緊急車両の通行を確保するため、緊急輸送道路の耐震化を進めるとともに、広域的な緊急輸送ネットワークの整備に必要な予算を確保すること。

加えて、企業との合同防災訓練の実施や、一時滞在施設としての備蓄要請など、企業の大規模災害時対応力を強化すること。特に、女性従業員や帰宅困難者への配慮を含めた対応マニュアルの整備を促進すること。

【回答】（危機管理課）

関係自治体や各種団体と防災協定を締結するなど、限られた職員で災害対応ができるように今後も緊密な連携を図ってまいります。

さらに、本市の近隣に居住している大阪府職員が勤務時間外に府内で震度5弱以上の震度を観測した場合に緊急防災推進員として参集し、初動体制の確立や被害情報の収集と大阪府災害対策本部への情報伝達等を担うこととなっており、引き続き大阪府と協力し参集訓練を行うなど日頃から密接な連携が図れるよう努めてまいります。

災害発生後の緊急車両の通行の確保については、道路及び付帯施設が被災した場合、被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、多量の障害物が発生した場合も含め、緊急交通路を優先して応急復旧を行い、順次その他の道路の応急復旧を行うこととしています。また、道路交通の機能確保について、民間の各事業所と協定や覚書を締結し、被害を受けた各施設の機能応急復旧、交通の妨げとなる土砂や倒木等の障害物及び放置車両の移動について必要な対策を講じることとしています。

併せて、災害に関する協定締結先である各事業者も参加していただき、災害対策本部運営訓練を実施するなど、各関係機関と連携しながら訓練の実施に努めています。また、各事業所からの要望に応じ、防災出前講座を実施するなど、事業所の災害対応力の向上に努めています。加えて、大規模災害が発生した直後、従業員が一斉に帰宅すると群衆雪崩などの危険、救助、救急活動や緊急活動の遅れなどが発生する恐れがあります。そこで、発災又はその恐れがある時に、帰宅困難となる従業員等の安全確保を図り、一斉帰宅による混乱を回避するため、事業所には一斉帰宅を抑制し、従業員などが無暗に移動を開始しないようお願いしてまいります。

(8)集中豪雨等風水害の被害防止対策について (★)

①災害危険箇所の見直しについて

近年頻発する線状降水帯などによる集中豪雨に対応するため、斜面崩壊や堤防決壊等の災害未然防止対策を強化すること。特に、土砂災害防止法に基づき指定する土砂災害警戒区域・特別警戒区域については、危険度の高い地域を優先的に点検し、必要な対策を講じること。

また、災害が発生しやすい箇所を特定し、森林整備や排水機能の維持管理を重点的に行うこと。加えて、避難行動要支援者や女性・子ども・高齢者など、災害時に特に配慮が必要な人々の安全確保の観点から、避難経路や避難所の整備においても、地域の実情に応じた柔軟な対応を行うこと。

【回答】(危機管理課)

災害がより発生しやすい急勾配の森林については、保安林指定し、森林を保全するとともに、大阪府に要望し、治山事業による堰堤の施工を促し、森林保全に努めてまいります。

②防災意識向上について

外国人居住者に対しては、「おおさか防災アプリ」の多言語機能を活用し、継続的な周知と利用促進を図ること。特に、災害発生時における避難情報や避難所の案内が確実に伝わるよう、ピクトグラムや視覚的な情報提供を強化すること。

また、泉佐野市が作成するハザードマップが誰にとっても分かりやすい内容となっているかを点検し、必要に応じて改善を図るとともに、日頃からの防災意識を高めるための継続的な広報・啓発活動を行うこと。

さらに、大規模災害発生時に府民が適切な避難行動をとれるよう、事業活動の休止基準や外出抑制の判断基準について、企業・団体と連携しながら周知・理解促進を図ること。

加えて、女性や子育て世帯、高齢者、障がい者など、災害時に特に配慮が必要な人々に対しては、避難行動や避難所生活における困難さを軽減するための情報提供や訓練を平時から実施すること。

【回答】(危機管理課)

大阪で外国人が利用できる主な防災アプリは、「おおさか防災アプリ」を始め、観光庁監修の「Safety tips」、「NHK WORLD-JAPAN」が有用であると考えていますので、市ホームページやハザードマップを通じて外国人向けの災害情報入手先として周知に努めています。

また、紙版のハザードマップの他、パソコンやスマートフォンで閲覧することができるWEB版ハザードマップ（日本語・英語・中国語・韓国語）を用意し、外国人居住者、訪日外国人への周知と利用促進を今後も図ってまいります。併せて、「やさしい にほんご」を用いた継続的な広報・啓発活動を行ってまいります。

大規模な災害が発生した場合は、建物の倒壊、火災、浸水などの直接的被害に加え、帰宅困難、物資や人手不足、ライフラインの途絶といった様々な問題の発生が予想されます。こうした災害に備えるには、公助のみの取り組みでは限界がありますので、地域住民の他、市内の事業所などと連携し、一丸となって災害対応に取り組まなければなりません。国の防災の基本指針である「防災基本計画」でも、災害時に企業の果たす役割として、「地域貢献・地域との共生」が「生命の安全確保」「事業の継続」と並んで挙げられていますので、地域の事業者との理解促進に努めてまいります。

風水害や地震等の災害に備え、要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うために、平常時から要支援者に関する情報を把握するとともに、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立することを目的として、「泉佐野市避難行動要支援者避難行動支援プラン」を作成し、その取り組みに努めています。

(9) 激甚災害時における公共インフラ設備の早期復旧に向けた取り組み

自然災害による鉄道や生活関連インフラ設備の被災時に、大規模な通信障害が発生した際の対策を事前に検討し、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国および地方自治体が責任を持って進めること。

また、災害時における通信・交通インフラの寸断は、女性や子育て世帯、高齢者、障がい者など、災害時要配慮者にとって特に深刻な影響を及ぼすことから、避難所や一時滞在施設における情報アクセス手段の確保や、移動手段の確保についても、女性の視点を取り入れた復旧計画を策定すること。

【回答】（危機管理課）

本市において鉄道災害が発生した場合、特に危惧されるのは、列車の駅間停止により多数の踏切道において長時間の遮断が発生し、救命救急活動等に支障が発生し、救える命が救えなくなるような事態です。実際、平成30年6月に発生した大阪北部地震では、長時間の遮断により救命救急活動に大きな支障がありました。これを踏まえ、令和3年4月1日から施行された改正踏切道改良促進法において、国土交通大臣が指定した踏切道に

ついて、鉄道事業者・道路管理者が災害時の管理方法をあらかじめ策定するよう義務付ける制度が創設されております。そこで今後は、こうした法改正の趣旨を災害対策にしっかりと反映させていくとともに、災害時には迅速に復旧作業にあたることができるよう、近隣自治体、警察、消防、道路管理者、鉄道事業者等、関係機関と更なる連携の強化に努めてまいります。

避難所における要配慮者への配慮事項につきましては、要配慮者の健康状態、家屋の状況、同居家族・援助者等の状況、必要なサービス内容等の状況やニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、保健・福祉部局の職員、手話通訳者、要約筆記者、ホームヘルパー、介護支援専門員、カウンセラー、外国語通訳者、相談支援専門員、盲ろう者向け通訳介助員等を配置もしくは派遣し、相談窓口を設置するように努め、その際、女性のニーズに適切に対応するため窓口には女性も配置する。また、要配慮者のニーズを把握し、適切に対応できるよう人材や福祉用具の確保を図ります。

(10) 交通弱者の支援強化に向けて

地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、バス路線の整備を含めた公共交通による移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援など、地域の実情に応じた対策を推進すること。

また、市町村が設置する「地域公共交通会議」や「法定協議会」について、交通弱者の意見や、交通・運輸産業の労働者代表の意見を反映させること。

さらに、日本版ライドシェアの導入にあたっては、既存のタクシー事業と同様に、公共交通として保障されるべき「利用者の安心・安全」「ドライバーの安全確保」「車両管理責任」を十分に確保すること。特に、女性や高齢者が安心して利用できるよう、性別配慮や夜間利用時の安全対策、運転者の適正管理を徹底すること。ライドシェアはあくまで地域公共交通の補完的手段であり、タクシー営業区域の見直しや、自動運転技術の活用なども含め、「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」等と連携しながら、地域の実情に応じた多様な移動手段の確保を検討すること。

【回答】（道路公園課）

誰もが買い物や、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、交通弱者の支援強化に向けて、平成 13 年度より、公共施設や医療機関、駅・商業施設等を巡回するコミュニティバスを運賃無料で運行し、年間 18 万人以上の方にご利用をいただいております。

また、山間部の路線バスのみ運行している地域にお住いの 65 歳以上の

高齢者の方につきましては、路線バスの運賃補助を400円に拡充し、高齢者の移動や交通手段の確保に努めるなど、必要な対策を推進しているところです。また、平成26年度から買い物弱者を対象として、食料品など生活必需品の移動販売事業を大阪いずみ市民生活協同組合様と協定を締結して実施しており、移動販売時には各地区福祉委員会の皆様方の協力を得て、安否確認や地域の憩いの場となっていることから、引き続き、民間業者の取組と連携し、買い物が困難な方への支援を推進しております。

総じて、「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」による取り組みの3つの基本姿勢となっております「生活の質（QoL）の向上」、「民間との協業」、「社会実装」につきまして、これらの市事業施策により、交通弱者への支援等より良い効果が生じております。

泉佐野市におきましては、令和6年1月に二法協議会として泉佐野市地域公共交通協議会を設置し、協議を重ねている状況となっております。今後も様々なご意見を頂きながら交通施策を進めてまいりたいと考えております。

(11)安全安心な上下水道の供給実現に向けて

今後も発生が続くと想定される、耐用年数を迎えた上下水道インフラによる事故や、PFAS（有機フッ素化合物）など健康被害が懸念される化学物質への対策を進めるため、技術職を中心とした人材の確保・育成、技術継承に向けた対策を速やかに行うこと。また、PFASをはじめとする水質リスクに対しては、全国的な水道水の調査を踏まえ、に泉佐野市においても客観的かつ科学的なデータに基づいたモニタリング体制を強化し、住民の不安を払拭するための情報公開と予防的措置を講じること。

【回答】（経営総務課）

耐用年数を迎えた上下水道インフラ設備の更新及びPFAS（有機フッ素化合物）など健康被害が懸念される化学物質への対策等を含めた水道水の品質確保は、重要な課題であると考えておりますので、今後も技術職を中心とした人材の確保・育成、技術継承に取り組んでまいりたいと考えております。

また、PFASは、国の水質検査基準が令和8年4月1日より、より良い水質を目指すための「管理目標設定項目」から検査義務とされている「水質基準項目」に引き上げられることにともない、本市において平成23年度から自主的に行ってきた年1回の水質検査を年4回へと頻度を上げ、水質検査を強化するとともに、引続き住民の不安を払拭するため、水質検査計画及び水質検査結果をホームページ等により情報公開してまいります。

【回答】（環境衛生課）

専用水道事業者に対して関係法令に基づく定期的な検査の実施を義務付けるとともに、検査結果の報告を求め、適正な管理が行われているかを確認しています。また、必要に応じて指導・助言を行うことで、安全性の確保に努めています。

<新規>

(12)空家対策の推進

市区町村は、空家等対策特別措置法に基づく法定協議会を設置し、実行性を高めること。法定協議会の設置にあたっては、地域住民、不動産事業者、学識経験者、空家活用の専門家など、多様な関係者が参画する体制を確立し、現場の課題を反映した政策形成を進めること。

空家等対策計画を策定し、法定協議会を設置している市区町村においては、各地域の状況を勘案しながら適切な計画の策定および計画の実効性を確保するため、適宜、進捗管理と改善点の検討を行い、必要に応じて計画の見直しや法定協議会の機能強化を図ること。また、移住者や低所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人、被災者などの住居用として空家を有効活用していくために、空家バンクの機能を強化し、マッチング支援や改修費補助などの制度を拡充すること。さらに、自治体間の連携を進め、広域的な空家活用を促進すること。

【回答】（都市計画課）

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく法定協議会につきましては、平成29年6月29日に、「泉佐野市空家等対策協議会条例」を制定し、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条に基づく「泉佐野市空家等対策協議会」を設置しました。構成員としましては、学識経験者、建築士、司法書士、宅地建物取引業者、弁護士、町会となります。

また、空家等対策計画につきましては上記協議会の審議を経て、平成30年3月に「泉佐野市空家等対策計画」を策定し、空家等対策の総合的かつ計画的な推進に取り組んできました。令和4年には最新の空家実態を把握するため、外観目視による空家実態調査を行い、令和5年3月に空家等対策計画の一部改訂を行いました。

空家の利活用につきましては、まず、耐震性に問題がある空家を利活用の対象として、行政が広くマッチングに向けたPRを行うことは安全性の担保の観点から適当ではないと考えており、本市が施行しています空家バンクへの登録は建築基準法上問題がないことを条件としています。本市で

把握している空家所有者に対しまして、令和4年7月にアンケート調査を行いましたところ、建築時期から旧耐震の空家が70%以上を占めていました。このようなことから、ご要望の空家バンクを設けるには、まず耐震改修を行っていただくことが不可欠となります。本市では、平成30年度から、空家利活用に向けた耐震改修工事の補助制度を設置しており、これらの制度を活用していただくことで、空家の利活用を促進していきたいと考えています。

<新規>

(13) 公衆喫煙所の整備の強化

大阪府は、健康増進法および大阪府受動喫煙防止条例に基づき、原則屋内禁煙を推進しているが、その結果として施設周辺における路上喫煙の増加が懸念されている。これに対応するため、泉佐野市における公衆喫煙所（屋外分煙所）の整備が求められている。設置費用の補助制度に加え、維持管理に係る財政的支援制度を創設し、持続可能な運営体制を確立すること。公共性の高い場所（駅周辺、公園、繁華街など）における公衆喫煙所の整備を大阪府に要請し、泉佐野市民の健康と生活環境の向上を図ること。

【回答】（環境衛生課）

令和6年度に南海泉佐野駅前とJR日根野駅前には通行量が多い為、比較的通行量の少ない場所に公衆喫煙所（屋外分煙）を移設しました。

日根野駅前喫煙所につきましては、大阪府屋外分煙所モデル整備促進事業補助金の交付を活用し整備を行いました。今後とも、設置費用の補助制度に加え、維持管理に係る支援などにつきましても、大阪府に要請してまいります。

7. 大阪南地域協議会独自要請

(1) 震災における対応について<継続>

阪神・淡路大震災から30年が経過しました。この間、2011年「東日本大震災」・2016年「熊本地震」・2024年「能登半島地震」と、大きな災害が日本各所で発生しました。また南海トラフ巨大地震の30年内発生確率も80%と修正され、上町断層においても地震発生確率が高くなっているところです。大阪南地域は、縦断的に海・山に囲まれている地形となっていることから、津波対策及び土砂崩れ対策等、多岐に亘る震災対応が求められます。各自治体においては、その対応を含めた様々な地域防災訓練が実施されていると考えますが、その実施状況や実施する旨の住民周知、ま

た年間どの程度の訓練が実施されているのか、さらに各自治体で工夫されている防災訓練も含めてお示し頂きたい。

【回答】（危機管理課）

令和7年度に実施・参加(予定を含む)の各種防災訓練につきましては、以下のとおりです。住民の周知につきましては、住民参加型の訓練は、地域の自主防災組織及び市ホームページを通じて、訓練への参加などの周知を図っています。

（市主催訓練）

- ・職員災害対応訓練
- ・泉佐野市大防災訓練
- ・地域防災支援員研修
- ・防災士フォローアップ研修
- ・泉佐野市原子力防災訓（府立佐野支援学校との情報伝達及び学校関係者のUPZ外避難）

（国・府・各関係機関主催訓練）

- ・関空泉州港災害発生時負傷者海上搬送訓練
- ・緊急地震速報訓練
- ・関西国際空港航空機事故消火救難総合訓練に係る「事故通報、情報伝達訓練」
- ・熊取地域での原子力災害に至る事象進展を把握するための訓練
- ・大規模災害発生時における多数死体取扱訓練

(2)各自治体による少子化対策について<継続>

2024年の出生数は、前年の72.7万人より4.1万人減少した68.6万人となり、予想より早い段階で70万人を割る結果となりました。2025年には65万人程度になると予想されており、少子化＝人口減少の傾向は悪化していると言えます。各自治体では、子育て世帯を対象とした給食費の無償化や医療無償化の対象者拡大、また小児科医療の充実など様々な子育て施策を実施されていると承知しています。しかし、各自治体で同じような施策を行っている状況もあるように感じています。少子化対策や教育施策について、他の自治体と差別化を図るために、独自の施策を実施している施策や事業をお示し頂きたい。また広域的に行っている施策があれば、併せてお示し頂きたい。

【回答】（子育て支援課）

本市独自事業は以下のとおりです。

- ・「出会いの機会創出事業」体験型婚活イベントを開催。令和6年8月1日から市独自の婚活マッチングサイト「さの恋」を開設。
 - ・「結婚新生活支援事業」新婚世帯に対する住居費用等を補助。夫婦共29歳以下は60万円、730～39歳は30万円。
 - ・「妊産婦タクシー利用支援事業」産婦人科などへの通院や出産・産後の健診受診等のためのタクシー乗車券（5,000円分）を配付。
 - ・「多胎児家庭育児支援事業」多胎児を養育する家庭に「いずみさの・ファミリー・サポート・センター利用補助券」（50時間相当 40,000円分）を配付。
 - ・「こども医療費助成事業」こども医療費助成対象を令和4年10月から18歳年度末までに拡充。
 - ・「施設における給食費無償化」就学前施設における給食費無償化を実施。
 - ・就学前・「就学前施設における紙おむつの持ち帰りの廃止」
 - ・「第2子利用者負担額（保育料）無償化」小学校就学前のこどもが同一世帯に2人以上いる場合に市独自施策として2人目以降の利用者負担額（保育料）の無償化を実施。
 - ・「市指定ごみ袋の無料配布」2歳未満の乳幼児のいる家庭に紙おむつ用の市指定ごみ袋（200 10枚/月）を配付。
 - ・「各中学校区に地域子育て支援拠点を整備」（市内3カ所）
 - ・「子育て世帯訪問支援事業」妊娠期から出産後に体調不良等により家事や育児の支援を必要とする世帯に訪問支援員を派遣。
 - ・「送迎保育ステーション事業」朝、送迎保育ステーションから在籍する認定こども園等に登園するまでの間、保護者が迎えに来るまでの間、一時的にお預かりし、専用車両で日中在籍する指定保育施設へ送り届けるサービスです。
 - ・「就学前施設における紙おむつのサブスク事業の無償化」就学前施設において使用する紙おむつ等のサブスク事業を全額公費負担（無償化）
- 【令和7年度 新規事業】**
- ・「就学前日本語教室」外国にルーツをもつ就学前の児童を対象に、小学校生活に早期に対応できるよう、日本語教室を開催。
 - ・「こどもの居場所づくり地域ステーション事業」市内の不登校の児童を対象に学校以外の「安心して過ごせる居場所」を提供し、不登校専門支援員が居場所の情報を提供・相談を実施（月2回）
 - ・保育所等における配置基準の変更に伴い、令和7年度より国基準へ対応（※3歳児クラスについては、15：1、4・5歳児クラスについては25：1）

(3) 子ども食堂ネットワークについて<継続>

最近の子ども食堂は、地域交流の居場所づくりやコミュニケーションの場としても機能しています。一方、昨今の物価高騰により、運営側に変な負担が掛かっている状況となっています。連合大阪南地域協議会としても、フードドライブを展開し、一助になればと取り組みを進めていますが、到底改善するまでには至らない状況です。各自治体としてもフードドライブの取り組みを積極的に推進頂き、地元業者とタイアップする等、実質的な支援の展開をお願いしたいと考えています。

については、各自治体で実施しているフードドライブ支援や運営支援策をお示し頂きたい。また、地域で支えてくれている子ども食堂運営者側と、各自治体との意見交換ができるネットワーク会議の構築を求めます。設定できないのであればその理由も併せてお示し頂きたい。

【回答】(子育て支援課)

本市でのフードドライブの取組は次のとおりとなります。

1) 「フードバンク泉佐野」(市委託事業)

令和4年8月1日よりフードバンク事業の拠点施設として「フードバンク泉佐野」を開設し市の委託事業として事業運営しています。

2) いずみ市民生協のフードドライブ

本市では平成29年3月にいずみ市民生協と「食糧等分配支援事業に関する協定書」を締結し、平成30年9月より市内のコープ各店でフードドライブに取り組み、提供していただいた食品は「ふーどばんく OSAKA」を通じて、子ども食堂など、食品を必要としている団体や施設で活用いただいています。

次に、子ども食堂運営者側と、各自治体との意見交換ができるネットワーク会議ですが、先述のとおり、本市では「泉佐野市子ども食堂ネットワーク」を設置し、運営団体同士の連携を図るとともに、情報提供や物品の共同購入及び寄附物品等を実施しています

また、「大阪府子ども食堂ネットワーク」「南大阪子ども食堂ネットワーク」に参加し子ども食堂との連携を図っているところです。

8. 泉南地区協議会独自要請

(1) 広域幹線道路の整備について

都市計画道路 泉州山手線は、大阪都心部と関西国際空港をつなぐ泉州地域の丘陵部における広域幹線道路として、地域の連携と活性化を支え大

阪都市圏全体の発展に寄与するとともに、南海トラフ地震等の大規模災害時において広域的な緊急輸送ルートとなることなど多様な機能を持つ重要な路線であることから、早期整備に向けて取り組むこと。また、併せて慢性的な渋滞が生じている国道170号線についても、国、府、警察に働きかけるなど渋滞解消に向けて取り組むこと。

【回答】（道路公園課）

都市計画道路 泉州山手線は、泉州山手線整備推進協議会構成する岸和田市、貝塚市、泉佐野市及び熊取町にとって、大阪南部における防災、物流、観光など様々な機能を担う重要な路線であります。本市も、大阪府の事業進捗に合わせて、沿道のまちづくりや早期事業効果発現に向けた取り組みを大阪府と連携・協力し、引き続き早期整備に向けて注力します。

また、国道170号の渋滞解消につきましては、本市の実情を踏まえて関係機関へ働きかけを行って参ります。